行田市都市計画基本図

1:2,500

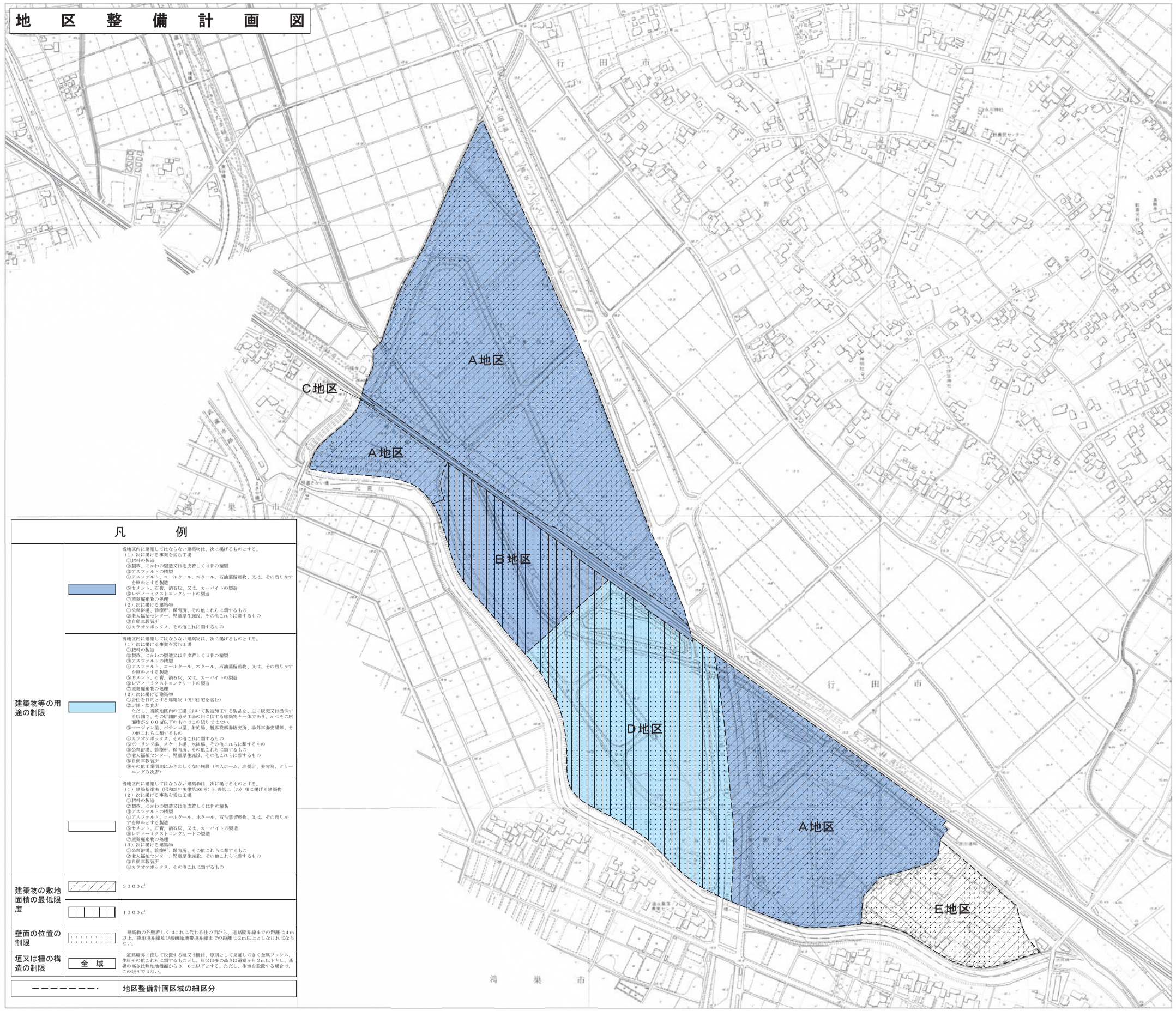

凡　例

建築物等の用途の制限		当地区内に建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 （1）次に掲げる事業を営む工場 ①肥料の製造 ②製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ③アスファルトの精製 ④アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留残物、又は、その残りかすを原料とする製造 ⑤セメント、石膏、消石灰、又は、カーバイトの製造 ⑥レディーミクストコンクリートの製造 ⑦産業廃棄物の処理 （2）次に掲げる建築物 ①公衆浴場、診療所、保育所、その他これらに類するもの ②老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの ③自動車教習所 ④カラオケボックス、その他これに類するもの
		当地区内に建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 （1）次に掲げる事業を営む工場 ①肥料の製造 ②製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ③アスファルトの精製 ④アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留残物、又は、その残りかすを原料とする製造 ⑤セメント、石膏、消石灰、又は、カーバイトの製造 ⑥レディーミクストコンクリートの製造 ⑦産業廃棄物の処理 （2）次に掲げる建築物 ①居住を目的とする建築物（併用住宅を含む） ②店舗・飲食店 ただし、当該地区内の工場において製造加工する製品を、主に販売又は提供する店舗で、その店舗部分が工場の用に供する建築物と一体であり、かつその床面積が２００㎡以下のものはこの限りではない。 ③マージャン場、パチンコ場、射的場、競輪投票券販売所、場外車券売場等、その他これらに類するもの ④カラオケボックス、その他これに類するもの ⑤ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの ⑥公衆浴場、診療所、保育所、その他これらに類するもの ⑦老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの ⑧自動車教習所 ⑨その他工業団地にふさわしくない施設（老人ホーム、理髪店、美容院、クリーニング取次店）
		当地区内に建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ｲ）項に掲げる建築物 （2）次に掲げる事業を営む工場 ①肥料の製造 ②製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ③アスファルトの精製 ④アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留残物、又は、その残りかすを原料とする製造 ⑤セメント、石膏、消石灰、又は、カーバイトの製造 ⑥レディーミクストコンクリートの製造 ⑦産業廃棄物の処理 （3）次に掲げる建築物 ①公衆浴場、診療所、保育所、その他これらに類するもの ②老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの ③自動車教習所 ④カラオケボックス、その他これに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度		３０００㎡
		１０００㎡
壁面の位置の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は４ｍ以上、隣地境界線及び緑衝緑地帯境界線までの距離は２ｍ以上としなければならない。
垣又は柵の構造の制限	全　域	道路境界に面して設置する垣又は柵は、原則として見通しのきく金属フェンス、生垣その他これらに類するものとし、垣又は柵の高さは道路から２ｍ以下とし、基礎の高さは敷地地盤面から０．６ｍ以下とする。ただし、生垣を設置する場合は、この限りではない。
――――――		地区整備計画区域の細区分

1：2，500

0　100　200　300　400　500m